

寄付者様への税制上の優遇措置について

個人の皆様へ

個人が特定公益増進法人に対して行った寄附金については、所得税（国税）や住民税（地方税）における税制上の優遇措置を受けることができます。

1. 所得税

・「税額控除」制度^{注1}

減税額（目安）＝（寄付金額－2 千円）×40%

注）税額控除額は所得税額の 25%が限度です。

（計算例）

課税所得金額が 600 万円の方が、10 万円の寄付をされた場合

$(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$ 円

・「所得控除」制度

減税額（目安）＝（寄付金額－2 千円）×所得税の税率

注）寄付金の合計額は、総所得金額等の 40%相当額が限度です。

（計算例）

課税所得金額が 600 万円の方が、10 万円の寄付をされた場合

$(100,000 - 2,000) \times 20\% = 19,600$ 円

※上記例はあくまで簡易的な試算となり、実際の金額を保証するものではありません。

所得税額を計算するときは各納税者の個人的事情を加味しますので、詳細はご自身の納税地を管轄する税務署または市区町村へお問い合わせください。

注1： 2026 年 7 月 13 日以降に頂いた寄付金は「税額控除」または「所得控除」制度のいずれかを選択できます。

2026 年 7 月 12 日以前に頂いた寄付金は「所得控除」制度をご利用ください。

2. 個人住民税の税額控除

減税額（目安）＝（寄付金額－2 千円）×10%

注）寄付金額は総所得金額等の 30%が限度です。

◎寄付金控除を受けるための手続き

以下の 2 点を添えて所轄税務署に確定申告して下さい。

1. 寄付金領収書 入金頂いた後にお送りする学校法人安城学園が発行する寄付金領収書)

2. 寄付金控除に係る証明書

「特定公益増進法人の証明書」、「税額控除に係る証明書(写)」

<参考>

税の世界では、「収入」と「所得」は別の意味を持ちます。収入金額とは給与等の合計額のこと、いわゆる年収を指します。一方、所得金額とは収入金額から必要経費等を引いたものを指します。所得税や個人住民税の計算は、所得金額をもとに行われます。税額の計算方法の詳細はご自身の納税地を管轄する税務署または市区町村へお問い合わせください。

法人の皆様へ

◎損金算入限度額の計算

公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で、寄附金額と特別損金算入限度額（※3）とのいずれか少ない金額を損金に算入することができます。

※3 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額について

次に掲げる区分に応じてそれぞれ次により計算した金額（特別損金算入限度額）以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

なお、上記の特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

(1) 普通法人、協同組合等および人格のない社団等（(2)に掲げるものを除きます。）

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

(2) 普通法人、協同組合等および人格のない社団等のうち資本または出資を有しないもの、非営利型の一般社団法人および一般財団法人ならびに NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）などのみなし公益法人等

$$\text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} = \text{特別損金算入限度額}$$

◎上記以外の寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

寄附金を支出する法人の(1)または(2)の区分により計算した金額（損金算入限度額）の範囲内で損金の額に算入されます。

(1) 普通法人、協同組合等および人格のない社団等（(2)に掲げるものを除きます。）

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

(2) 普通法人、協同組合等および人格のない社団等のうち資本または出資を有しないもの、非営利型の一般社団法人および一般財団法人ならびに NPO 法人（認定 NPO 法人を除きます。）などのみなし公益法人等

$$\text{所得金額} \times \frac{1.25}{100} = \text{損金算入限度額}$$

なお、一般寄附金以外の寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書など所定の書類を添付するとともに、所定の書類を保存する必要があります。寄附金関係の税制の詳細はタックスアンサー（※国税庁ホームページ）等をご参照ください。